

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において、本町で開催される競技会の輸送交通業務について、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町輸送交通基本計画」に基づき、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の基本事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 視察員、報道関係者
- オ 一般観覧者
- カ その他町実行委員会が必要と認めた者

(2) 実施期間

輸送交通業務を実施する期間は、原則として本町で開催される競技会の会期中とする。ただし、特別と認められる場合は、延長することができる。

(3) 輸送の範囲

- ア 選手・監督、競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員、視察員、報道関係者（以下「大会関係者」という。）の輸送範囲は、競技会場、宿泊施設、町実行委員会が指定する乗降駅、その他町実行委員会が必要とする相互間とする。
- イ 一般観覧者の輸送範囲は、競技会場、町実行委員会が指定する乗降駅、その他町実行委員会が必要とする相互間とする。

4 輸送業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

本町で開催される競技会に係る輸送については、関係機関等の協力を得て、輸送対象者別に輸送方法、発着場所、発着時刻、輸送経路等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関等と協議のうえ指定集合地を設定する。

ウ 誘導案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

エ 広域配宿における輸送

本町以外の市町に所在する宿泊施設等を宿舎として利用する選手・監督の輸送を実施する。なお、町実行委員会が必要と認めるときは、役員等の輸送を実施することができる。

オ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、シャトルバスの運行等の措置を講じる。

カ 輸送係員の配置

競技会場、シャトルバス発着所等の乗降所には、輸送対象者の利便と安全を図るため、必要に応じて輸送係員を配置する。

(2) 輸送車両の確保

ア 借上げバス等の確保

計画輸送に使用する車両は借上げバス・タクシー等により行い、関係機関等の協力を得て必要数を確保し、輸送力の向上に努める。

イ 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等と臨時バス運行等の協議を行い、関係機関等に対し要請するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 全国輸送との連携

ア 指定下車駅等の設置

全国から参集する大会関係者の下車駅等は、県実行委員会と協議のうえ、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設置する。

イ 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舍の相互間の輸送については、原則として公共交通機関を利用した自主移動とし、それに係る料金は自己負担とする。ただし、町実行委員会は、移動距離および交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

5 交通業務の内容

(1) 駐車場等の確保

本町の交通事情および大会関係者、一般観覧者等の車両台数を勘案し、必要に応じて競技会場および競技会場等の周辺に、大会関係者用の指定駐車場および一般観覧者用の臨時駐車場等を確保する。

(2) 交通規制

競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得るとともに、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(3) 案内・誘導

大会関係者および一般観覧者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、関係機関に必要な手続きを行い、主要道路、競技会場およびその周辺ならびに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

(4) 整理・誘導

輸送対象者の通行の安全および競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、必要に応じて交通の整理・誘導を行う。

(5) 駐車許可証の交付

大会関係者が利用する指定駐車場への適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理運営を図るため、事前に駐車許可証を交付する。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) リハーサル大会における輸送交通業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年3月27日から施行する。